

～大阪府警察からのお知らせ～

令和3年1月4日(月)から警察署での
落とし物の受け取りや手数料の支払い等
は、午後5時までをお願いします。

【会計課】

- 落とし物をした方や落とし物を拾った方の落とし物の受け取り
※ 落とし物をした時や、落とし物を拾った時の届出に変更はありません。
- 手数料の支払い



【生活安全課】

- 申請・届出(会計課での手数料の支払いが必要なもの)
古物営業・質屋営業・金属くず営業・風俗営業等・銃砲刀剣類・
火薬類・警備業・探偵業

【交通課】

- 申請・届出
自動車保管場所・道路使用許可・自動車運転代行業
※ 通行禁止道路通行許可申請、制限外積載許可申請、駐車
許可申請、駐車禁止除外指定車標章交付申請等は、午後5時
45分まで受け付けます。
- 交付
自動車保管場所標章

令和3年1月4日(月)から上記の手続きは、
平日の午前9時から午後5時までの間
に変更となります。

なお、詳細につきましては、最寄りの警察署に
お問い合わせください。



ご理解・ご協力をお願いします。